介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)(抜粋)

(福祉用具専門相談員)

- 第22条の31 令第4条第1項第9号に規定する福祉用具専門相談員指定講習(以下この条から第22条の33までにおいて「講習」という。)は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具(法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。)の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。
- 2 講習は、講義及び演習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において修得する ことが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法に より行われなければならない。

(証明書の様式)

第22条の32 令第4条第1項第9号に規定する証明書の様式は、様式第12号によるものと する。

(福祉用具専門相談員指定講習の指定の基準)

- 第22条の33 令第4条第1項第9号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 講習は、年に1回以上開催されること。
 - 二 講習の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること。
 - 三前号に規定する講習の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
 - 四 講師は、講習の課程を教授するのに適当な者であること。

(準用)

第22条の34 第22条の26第1項(第6号を除く。)及び第22条の28から第22条の30までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第22条の26第1項中「令第3条第1項第2号」とあるのは「令第4条第1項第9号」と、同項第4号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第22条の28中「令第3条第2項第2号イ」とあるのは「令第4条第2項第2号イ」と、「養成研修修了者(同条第1項に規定する養成研修修了者をいう。)とあるのは、「同条第1項第9号の証明書の交付を受けた者」と、「研修」とあるのは「講習」と、「同条第1項」とあるのは「同号」と、第22条の29中「介護員養成研修事業者(令第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第4条第1項第9号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ)」と、「第22条の26第1項各号(第8号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第2項各号」とあるのは「第22条の34において準用する第22条の26第1項各号(第8号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」と、第22条の30中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第3条第2項第2号イ」とあるのは「令第4条第2項第2号イ」と読み替えるものとする。

【準用条文の読み替え】

(指定の申請)

- 第22条の26 令第4条第1項第9号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項 を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出 しなければならない。
 - 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 二 講習の名称
 - 三 事業所の所在地

- 四 運営規定
- 五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 六 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- 七 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- 八 その他指定に関し必要があると認める事項

(名簿の記載事項)

第22条の28 令第4条第2項第2号イの厚生労働省令で定める事項は、同条第1項第9号の 証明書の交付を受けた者の氏名、生年月日、修了年月日及び同号の証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

- 第22条の29 福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第4条第1項第9号に規定する福祉用 具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ)は、第22条の34において準用する第22 条の26第1項各号(第8号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)に掲げる 事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日 以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届けなければならない。
 - ー 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その講習の名称及び課程並びにその年月 日
 - 二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
 - 三 休止した場合にあっては、その予定期間

(名簿等の提出)

第22条の30 福祉用具専門相談員指定講習事業者は、毎事業年度終了後2月以内に、令第4条第2項第2号イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

附 則(平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇六号) 抄 (施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則に5条を加える改正規定 中附則第19条に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号) 抄 (施行期日)

第1条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年三月二日厚生労働省令第二五号) 抄 (施行期日)

第1条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の二十三の改正規定、第二十二条の二十六から第二十二条の二十九までの改正規定、第二十二条の三十一の改正規定、第二十二条の三十四の改正規定及び様式第十一号の改正規定並びに次条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 次に掲げる者は、この省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新介護保険法施行規則」という。)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。
 - 一 第二十二条の二十三の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の介護保険法施行 規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程又は二級課程(以

下「旧研修課程」という。)を修了し、当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者 二 第二十二条の二十三の改正規定の施行の際現に旧研修課程を受講中の者であって、第二十二条の二十三の改正規定の施行後当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則の様式第十二号による証明書は、当分の間、 同条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式第十二号による証明書によるものとみな す。

様式第12号(第22条の32関係)

	77 C Z // (0) S	_ 12431134	<u>, </u>					
		証明する。	条 第 一	介護				第
		న్త	条第一項第九号に掲げる講習の課程を修了したことを	介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四			修	号
福祉			こ 掲	行 令			了	
福祉用具専門相談員指定講習会事業者名			げる	平			証	
			講習の	成十			明	
	年		の 課 程 を	中政令第	年	氏	書	
定講習	月		で 修 了 し	四百十	月			
会事	日		たこと	- 号)	/,	名		
者名			を	第 四	日生			